

厚生省職業局の國民勞務手帳法の施行 に關する解説

今般國民勞務手帳法の施行に當り厚生省職業局の刊行せる同法内容に關する解説を掲げれば次の如くである。

國民勞務手帳法の制定に就て

去る三月七日付を以て國民勞務手帳法が制定公布せられ、茲に我國において多年の懸案となつてゐた所謂「勞務手帳制」は昭和十六年十月一日より實施されることになつた。しかしながら、これが實施に先つて種々の準備が必要とせられるので、このために必要な範圍内でたとへば手帳の交付等のことは、七月二十一日から施行されることになつてゐる。以下本法制定の趣旨及び概要に付て述べることにする。

本法制定の目的は、勞務の適正なる配置を圖るための基礎を確立することに在る。すなはち、我國現下の情勢に鑑み軍需生産を確保し生産力擴充計畫の遂行に遺憾なきを期するためには、勞務の適正なる配置を行はねばならぬのであつて、このためには先づ以て勞務の配置状況を明らかにし、配置計畫の樹立及び計畫の有效なる實施を確保すべき基礎を確立する必要があるのである。この點に關しては、從來よりも各種の方策が採られてきたのであるが、時局の進展は更に一層その擴充強化を必要とするに至つたのである。そこで今國民勞務手帳制を實施し、勞務配置の基礎的制度を確立して移動防止の完璧を期すると共に、併せて時局下益々重要性を加へつゝある賃金統制その他の勞務統

制及び勞務管理に資する目的を以て本法が制定せられたのである。

本法制定の目的は、右に述べた如く、勞務の配置状況を明らかにし勞務の計畫的配置のための基礎を確立することに在るのであるが、現下の勞務情勢は戰時計畫經濟の圓滑なる遂行のため勞務者の移動を防止することが緊要となつてゐるので、本法も亦移動防止と密接なる關聯を有してゐるのである。

勞務者の移動防止に付ては、曩に國家總動員法に基き従業者移動防止令が制定せられて居るのではあるが、この制度は勞務者の身分經歷を明らかにする手帳制度を伴つてゐなかつたので、勞務者の移動防止に所期の効果を擧げ得ない憾があつたのである。そこで本法の實施に依つて勞務者に付て手帳制が採用せられその身分經歷技能程度等が明らかにせられると共に、手帳に依り勞務者の就業及び使用を規制することになるので、移動防止は一段と強化されることになるのである。

本法は斯くの如く勞務者の移動防止と密接な關聯をもつてはゐるが、決して移動防止のみのために制定せられたものではない。國民勞務手帳制實施の本來の趣旨は、右に述べた通り、勞務の配置状況を明らかにし勞務配置その他の勞務行政の基礎を確立することに在るのであつて、この手帳制を基礎としてその時時の情勢に對應し各種の勞務對策が採られることになるのである。現在の段階においては本制度が移動防止といふ現下の重要な勞務配置政策を濃厚に反映して運用されることになるのである。

國民勞務手帳制はなほこの外に賃金統制その他の勞

務統制や勞働者年金保險制の實施のためにも缺くべからざるものであり、更に又勞務者の身分經歷技能程度等に關する國家的證明制度として勞務管理に資する處からざるものがあるのである。

次に本法の概要を述べれば、本法は工場鑛山その他に於ける技術者及び勞務者をしてその身分、經歷、技能程度、賃金等を記載せる國民勞務手帳を所持せしめ、國の勞務配置機關において之を登録しその配置状況を明確にすると共に、之に依り技術者及び勞務者の使用及び就業に付て必要な規制をなさんとするものである。

一 適用範圍

手帳法に依り國民勞務手帳を受有しなければならぬ者は、年齢十四年以上六十年未満の者で手帳法施行規則別表に掲ぐる技術者又は勞務者として、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業及び通信事業に使用せられる者——これに該當する者を手帳法は從業者と稱する——である(手帳法第一條)。技術者及び勞務者の範圍は極めて廣汎に亘つてゐるので、大體右に述べた適用事業に使用せられる者は、女子、事務職員及臨時被傭者を除き凡て包含されることになつてゐる(施行規則第一條)。

二 國民勞務手帳の交付及び手帳の記載事項

國民勞務手帳は政府においてこれを發行するのであつて、從業者たらんとする者の申請に依り國民職業指導所長(従前の職業紹介所長)が交付することになつてゐる(手帳法第三條第二項、施行令第一條)。この交付申請は、從業者にならうとする者が、その就業すべき地——就職しやうとする工場、事業場の所在地——を管

轉する國民職業指導所長に最近に撮影した寫眞を添附してするのであるが、申請書用紙は國民職業指導所に準備されてゐるからこれを貰つて記入すればよい。

尤も九月三十日迄は現に工場、事業場で就業してゐる者は、その使用者を經由して手帳の交付を申請することになつて居り、又寫眞の添附も九月三十日迄に交付申請をする者に付ては二年間猶豫せられることになつてゐる（施行令附則第二項及び施行規則附則第二項）。

而して手帳には従業者の氏名、年齢、職業、學歷、技能程度、賃金、給料等が記載せられることになつて居り（施行令第二條）、法令に依る所定の事項以外の事項は手帳に記載することが出来ないことになつてゐる（手帳法第十條）。

三 異動報告その他手帳の記入

國民勞務手帳の記載事項は大體右の通りであるが、手帳は従業者本人の狀況をそのまゝ反映してゐなければならぬものであるから、前述の記載事項に變更があつた場合には、その異動報告がなされねばならぬ。

使用者が従業者の使用を開始した際、或は使用中に所定事項に變更があつた際に従業者と使用者が共同してする報告（施行令第十四條、第十六條第一項）、従業者の使用を罷めたときの使用者の報告（同第十五條）、所定事項に變更があつた場合の前歴従業者の報告（同第二十條）等がこれである。

なほ右の異動報告の外使用者は、従業者の賃金給料その他勞働者年金保險法に依る被保險者資格の得喪や標準報酬等級の異動を記入しなければならぬことになつてゐる。（施行令第十六條第二項及び第十八條）

四 國民勞務手帳に依る従業者の使用及び就業の規則

従業者に付ては、國民勞務手帳の所持がその使用及び就業の要件となるのであつて、従業者は國民勞務手帳を使用者に提出しなければ本法の適用事業に使用されることを得ないし、また使用者も國民勞務手帳を提出した者でなければ従業者として使用することを得ないこととなつて居り（手帳法第三條第一項及第二項）、この點は従業者移動防止令が使用者側の雇入使用のみを規制してゐると異つてゐるのである。

なほ手帳に依る従業者の使用及び就業の規制は官吏待遇官吏または國家總動員法第四條の規定に依り徵用せられた者等に付ては適用することは適當でないもので、これ等の者に付ては手帳の提出を以て使用就業の要件とするといふ前述の規定は適用しないことになつてゐる（手帳法第三條第三項及び施行令第四條）。

五 國民勞務手帳の保管及び返還

使用者は従業者の提出した國民勞務手帳を従業者を使用する期間中保管し、使用せざるに至つたときは遅滞なくこれを従業者に返還することになつてゐる（手帳法第四條及び第五條）。しかしながら本法の適用事業の内厚生大臣の特に指定する事業に使用せられる従業者にして厚生大臣の指定するものが自己の都合に依り使用者の承諾なくして勝手に退職したとき又は正當の理由なくして無斷缺勤十四日以上に及びたるに因り解雇せられたやうな場合においては、使用者は一定期間従業者にその保管する國民勞務手帳を返還しないことが出来ることになつてゐる（手帳法第五條第一項但書及び施行令第八條第一項）。しかしこのやうに使用者が

手帳の留置をなし得るのは本法の適用事業の全部に付てではないのであつて、本法の適用事業の内厚生大臣の特に指定する事業に付てのみである。そしてその指定事業の範圍は現下の情勢に鑑み、軍需生産の確保及び生産力擴充計畫の遂行上特に従業者の移動防止を必要とする事業とせられることは勿論であり、その具體的範圍は追て指定されることになつてゐるが、大體現在の従業者移動防止令の適用事業と同一となるであらう。又従業者の退職するすべての場合に手帳を留置し得るのではないのであつて、従業者の自己の都合に依る勝手な退職及び無斷缺勤に因る解雇の場合に限られるのである。

この一定の場合において使用者に手帳留置權を認めることがすなはち第三條の規定と相俟つて國民勞務手帳制が従業者の移動防止と密接な關係を有してゐるといはれる所以であつて、留置された手帳は三月間使用者の手許に留められ、三月すぎると使用者から國民職業指導所長に提出され、その提出を受けた國民職業指導所長は九月間これを保管する。つまり通計一年間は、手帳は本人に還らないことになるのである（施行令第八條第三項及び第九條）。尤もこの一年を経過すると本人に返還されるのであるから、本人は遅滞なく國民職業指導所でその還付を受くべきである。

國民勞務手帳は、従業者にとつて就業の要件となる重要なものであるので、使用者が不當に手帳を返還しない様な場合には、従業者は國民職業指導所長にその旨を申立てて手帳の返還を受け得ることになつて居り、この申立にもとづく國民職業指導所長の裁決に不服のある者は、更に地方長官にその旨を申立ることが

出來ることになつてゐる（手帳法第六條及び第七條、施行令第十條）。

なほ國民職業指導所長は必要ありと認むる場合においては、國民勞務手帳に代る證明書を交付し得るのであつて、これに依り従業者の就業を不當に妨げることのない様に考慮が拂はれてゐるのである（手帳法第十三條及び施行令第二十六條）。

六 國・道府縣及び市町村に對する適用

本法は罰則を除くの外は國、道府縣、市町村その他に準すべきものにも適用がある。従つて國、道府縣、市町村において従業者を使用せんとするときは、手帳法第三條第三項の規定に依る官吏、待遇官吏及び國民徵用令に依り徵用せられたる者を除き、すべて國民勞務手帳の提出が使用の要件となるのであつて、この點は従業者移動防止令が國、道府縣における従業者の雇入又は使用にはこれを適用しないことになつてゐるのとは異つてゐる。ただ國の事業に付ては本法の規定をそのまま適用するのは適當でないので、本法の適用に付て勅令を以て別段の定めをなすことを得ることになつてゐる（手帳法第二十一條）のであるが、その勅令は昭和十六年六月十四日勅令第七百五號（國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件）である。

七 國民登録及び従業者移動防止令との關係

國民職業能力申告令の要申告者であつて、しかも本法の適用をも受ける従業者たる者に付ては、國民登録の結果交付を受けた職業能力申告手帳を以て本法の國民勞務手帳と看做すことになつてゐる（手帳法第二十三條）。従つて、すでに職業能力申告手帳の交付を受

けた者は、更めて國民勞務手帳の交付を受けることを要しないし、また重ねて國民勞務手帳の交付を受けることを得ないのである。

次に従業者移動防止令は、本法施行後も存置されるのであるが、國民勞務手帳を所持し之を提出する従業者に付いては、その雇入に付き同令に依る國民職業指導所長の認可を受けることを要しないことになる豫定である。すなはち近く従業者移動防止令を改正して使用者が國民勞務手帳を従業者に返還することは、移動防止令の規定に依る雇入同意書を従業者に交付すると同一の効果を發生し、國民勞務手帳を提出する従業者の雇入に付ては國民職業指導所長の認可を受ける必要がなく移動防止令に依る認可は國民勞務手帳を所持しない者の雇入についてのみ必要とすることになるのである。

八 監督規定及び罰則

厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は必要に應じ使用者又は國民勞務手帳の交付を受けた者に出頭を求め又は此等の者より報告を徴することが出来る（手帳法第十六條第一項）。又必要に應じ當該官吏をして工場、事業場等に臨檢し業務の状況又は帳簿書類その他の物件を檢査せしめることが出来る（手帳法第十六條第二項）。更に地方長官又は國民職業指導所長は國民勞務手帳の提出を命じ或は返納を命ずることが出来る。提出を命ずるのは手帳の檢閲のため必要あるとき、使用者が手帳法第六條第二項又は第七條第二項の規定に依る命令に違反して手帳を従業者本人に返還しないとき又は手帳に所定事項以外の事項が記載せられてゐる場合であり（施行令第十二條）手帳の返納を命ずる

のは、詐偽その他の不正行爲により手帳の交付を受けたとき、二重に手帳の交付を受けたとき又は自分の手帳を他人に貸與して使用させた場合である（施行令第十三條）。

尙手帳法の規定に違反した場合の罰則は手帳法第十七條及び第十八條に規定してある。第十七條は手帳制の基本的規定に關する違反に對する罰則であつて、左に掲ぐる様な場合には一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられることになつてゐる。

- 一 手帳法第三條の規定に違反し手帳を使用者に提出せずして従業者として使用せられたとき又は手帳を提出せざる者を従業者として使用したとき
 - 二 使用者が従業者を使用せざるに至つたにも拘らず手帳法第五條第一項の規定に違反し不當に手帳を従業者に返還しないとき
 - 三 二重に手帳の交付を受けたとき
 - 四 詐偽その他の不正行爲を以て手帳の交付を受けたとき
 - 五 自己の手帳を他人をして行使せしめる目的を以て貸與したとき
- 又左に掲げる場合には五百圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處せられる。
- 一 手帳法第四條、第五條第二項、第十條又は第十四條の規定に違反したる者
 - 二 手帳法第八條の規定に依る命令に違反し國民勞務手帳を提出又は返納せざる者
 - 三 手帳法第九條の規定に違反し記載若しくは報告を怠り又は虚偽の記載若しくは報告を爲したる者
 - 四 手帳法第十六條第一項の規定に違反し出頭に應